

第11回 憲法と平和を考えるつどい

# 『建国記念の日』=紀元節と

## 日本軍国主義

歴史学の立場から

講師：犬丸 義一 教授 (長崎総合科学大学) 歴史学

2月11日(月) p.m. 3:00-5:00

宮崎市北部記念体育館会議室

参加費：300円

(スリッパを  
ご持参下さい!)

宮崎市祇園町1-77  
Tel. 0985-28-0353

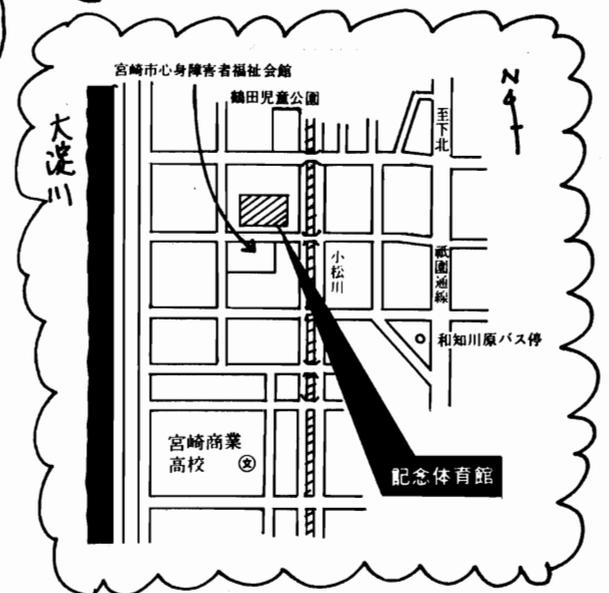
バス⑦番線  
和知川原バス停下車

核戦争の危険が世界中にあふれている今、  
日本では紀元節の亡霊が息をふきかえし  
つつあります。

私たちは歴史から何を学び、今に生かしてい  
くのか？ 思想信条の自由を守り、反戦平和  
の願いをどう実現していくのか？

日本が軍事大国化の道を進みつつある中で、  
「遅すぎた」といわぬよう共に考えましょう!

講師紹介；近代史・現代史のオー線の研究者です。  
著書はたくさんありますが、代表的なものは次のとおりです。  
「物語 日本近代史1,2,3」(新日本選書)  
「近代日本の歴史」(青木書店)



主催：

日本科学者会議宮崎支部  
宮崎民主法律家協会

連絡先：

宮崎中央法律事務所  
(Tel. 0985-24-8820)

第11回 憲法と平和を考えるつどい

## 資料集

# 『建国記念の日』=紀元節と

## 日本軍国主義

### 歴史学の立場から

1. 講演 レジメ p.1
2. 講演 資料 1, 2, 3, 4 p.2, 3
3. 自民党通達「卒業式・入学式における国歌  
掲揚及び国歌「君が代」斉唱について」 p.3
4. 自民党憲法調査会中間報告「天皇」部分 p.4
5. 「日本を守る国民会議」の改憲試案を評す  
p.5~7
6. 中曽根首相の「抱う大典」出席をめぐり p.7~8
7. 「日の丸・君が代」と教育勅語」抜粋 p.9, 10
8. 「スパイ防止法」(試案) p.11, 12
9. 戦前の秘密保護法 p.12, 13
10. 最近の政党法策動の足どり p.14, 15

1985年2月11日(月) p.m. 3:00 - 5:00

宮崎市北部記念体育館会議室

主・ 日本科学者会議宮崎支部  
催・ 宮崎民主法律家協会



# 「建国記念の日」= 紀元節 と 日本軍国主義

—— 丁史学の立場から ——

レジメ

長崎総合科学大学教授  
大丸義一先生

## I. 「建国記念の日」とはなにか —— 紀元節の復活

- 「二月十一日 建国をしのび國を愛する心をやしなう」(国民の祝日に関する法律 オ2条, 資料1)
- 日付は審議会に委任(資料2)  
2月11日にきめたのは、紀元節=旧憲法発布記念日の復活である。

## II. 2月11日に丁史的根拠はない

日本丁史学協会, 各丁史学会の反対声明

- 1) 神武天皇即位は史実ではなく神話である。(資料3, 4)
- 2) 神武天皇東征神話はどのようにしてつくられたのか。  
——戦後丁史学の成果

## III. 紀元節と日本軍国主義の形成と発展

1期: 1873(明治6)年 ~ 1889(明治22)年  
創設と国家機構おけの紀元節の時期 創設意図

2期: 1889(明治22)年 ~ 1912(大正元)年  
明治憲法, 教育勅語を原理とする教育の普及  
日清・日露戦争と結びつけ、国民の中に軍国主義を扶植する作用を果す。

3期: 1913(大正2)年 ~ 1925(大正14)年  
日本軍国主義の記念日であり同時に、憲法制定記念日として、オ一次護憲運動, 普選運動の民衆示威の日となる。

4期: 1926(昭和元)年 ~ 1945(昭和20)年  
建国祭の行われた紀元節に始まり、2600年記念式典を頂点とし、「神武建国の偉業」をしのび、日本は「八紘一宇」の使命をもつことを強調し示威し、日本軍国主義昂揚の日となり、紀元節制定者の意図は完全に実現

## IV 戦後日本軍国主義の復活過程と建国記念日向題

オ1期: 1951(昭和26)年 ~ 1957(昭和32)年  
サンフランシスコ条約締結後、1951年吉田首相紀元節復活発言

オ2期: 1957(昭和32)年 ~ 1966(昭和41)年  
自民党議員立法により祝日法改正法案提出  
8回にわたって国会提出、審議未了、継続審議になり未成立

オ3期: 1967(昭和42)年 ~ 1977(昭和52)年  
建国記念の日制定 建国記念日奉祝式典(委員長 宮城野郎)  
実施 明治百年記念 靖国神社法制定への動き

オ4期: 1978(昭和53)年 ~ 1984(昭和59)年  
総理府・自治省・文部省 次々に奉祝式典を後援  
元号法案制定  
日本を弁る国民会議結成(1981年) 中曽根内閣発足(1983年)

オ5期: 1985(昭和60)年  
総理大臣記念式典出席  
外務省, 経済4団体, 地方6団体後援

▽ 「建国記念日」の本質は改憲のための軍国主義的動員日である

# 資料1.

〔国民の祝日に関する法律〕

第一条 自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを国民の祝日と名づける。

第二条 「国民の祝日」を次のように定める。

元 日 一月一日 年のはじめを祝う。  
成人の日 一月十五日 おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。

建国記念の日 二月十一日 建国をしのび、国を愛する心をやしなう。  
春分の日 春分日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。  
天皇誕生日 四月二十九日 天皇の誕生日を祝う。

憲法記念日 五月三日 日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。  
こどもの日 五月五日 こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。

敬老の日 九月十五日 多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。  
秋分の日 秋分日 祖先をうやまい、なくなった人々をしのぶ。  
体育の日 十月十日 スポーツにたししみ、健康な心身をつちかう。

文化の日 十一月三日 自由と平和を愛し、文化をすすめる。  
勤労感謝の日 十一月二十三日 勤労をたつとび、生産を祝い国民たがいに感謝しあう。

第三条 「国民の祝日」は休日とする。

# 資料2

〔建国記念日審議会委員一覧表〕

氏名	現職
阿部 源一	都立大学教授
大宅 壮一	評論家
奥田 東	京都大学長
桶谷 繁雄	東京工業大学教授
神原 任	東京女子医科大学教授
菅原 通済	常盤山文庫理事長
田辺 繁子	専修大学教授
舟橋 聖一	作家
松下 正寿	立教大学総長
吉村 正	東海大学教授

(註) 大宅氏は昭和四十一年十二月八日に辞任。



# 資料3

〔各界の決議/声明書〕

## 決議

日本の建国の日時などは今日まだ歴史学的に明らかになっていない。かかる際にその記念日を設定しようとするに反対する。またかかる重要な問題の審議は、歴史学者の科学的意見を十分に取入れ行なうべきである。

昭和二十七年一月二十五日

日本歴史学協会臨時委員会

## 声明

わたくしたちは、歴史的にみても合理性がなく、しかも戦前には「紀元節」として超国家主義の宣伝につかわれていた二月十一日を、ふたたび「建国の日」として国家的な祝日にすることは反対であります。

一九五七年五月八日

植村環・長田新・宇野浩二・青山道夫・阿部知二・青野季吉・粟田賢三・荒正人・上原専祿・稲田正次・家永三郎・阿部行蔵・青地展・猪木正道・小野十三郎・石垣綾子・大浜英子・大岡昇平・大久保忠利・池田潔・石上良平・大下宇陀児・大谷省三・石垣純二・伊藤茂平・潮見俊隆・小椋広勝・植村慶千代・江口朴郎・乾孝・石井漢・大下角一・秋田雨雀・和歌森太郎・和田芳恵・勝田守一・神崎清・久野収・木下順二・戒能通孝・木下恵介・桑原武夫・北沢新次郎・勝本正晃・北川冬彦・小林良正・木下半治・上林健・小牧近江・小谷剛・城戸又一・河原崎長十郎・海後勝雄・関嘉彦・芹沢光治良・佐藤功・千田是也・末川博・杉捷夫・島村喜久治・坂西志保・寒川道夫・清水幾太郎・清水脩・上代たの・坂田昌一・野上弥生子・谷川徹三・高島善哉・辻清明・田宮虎彦・田畑忍・田辺元・滝川幸辰・高桑純夫・土岐善磨・武田清子・竹内好・恒藤恭・中村哲・中野重治・中島健蔵・野尻抱影・中村光夫・永田絃次郎・深尾須磨子・古谷綱武・羽仁五郎・堀豊彦・平塚らいてう・福武直・堀内敬三・宮崎白蓮・筑作秋吉・前田多門・松島栄一・山川均・南博・宮城音弥・松岡三郎・正木ひろし・務台理作・三島一・前芝確三・丸岡秀子・阿部艶子・山川菊栄・安井郁・松岡洋子・倉石武四郎・宇佐美誠次郎(順不同)



## 声明

二月一日に建国記念日を設定しようとする動きは、旧「紀元節」の復活に通ずるものである。これは、平和で自主的な国民の考えを性急、かつ一方的に東轉するものである。私たち歴史学者及び歴史教育者は、この動きに対して、次の理由によって反対する。

一、「紀元節」の根拠とするものは、日本古代史の研究に徴して真実に反対することは明白である。  
二、その復活は、戦後ようやく確立された正しい歴史教育及び教育全体をゆがめるものである。

三、「紀元節」は帝国憲法に象徴されるような旧日本の国家体制を維持するために、政治的に設けられ、かつ利用されてきたものである。従って、その復活は、日本国憲法の根本精神に背くものである。  
四、祝日の制定は「国民の祝日に関する法律」の根本趣意に基づいて、全国民が一致して賛同できるように慎重に取扱われるべきである。

以上私たちの意志を表明し、広く国民に訴える。  
一九五八年二月一日

「紀元節」問題懇談会

## 決議

二月十一日を「建国記念日」として国の祝日に加えることは、「紀元節」の復活に通じ、また日本国憲法の趣旨に反するものである。よってわれわれはこの法案に強く反対する。

一、二月十一日を「建国記念日」に設定することは、日本古代史の研究に徴しても真実に反するものであることは歴史学者のひろくきとめるところである。したがって「紀元節」の復活は、戦後に確立された正しい歴史教育および教育全体をゆがめ、破壊するものである。  
二、「紀元節」は旧帝国憲法の発布記念日であって、それは一貫して旧日本の絶対主義的国家体制の維持強化のために政治的に利用されてきたものである。したがって、その復活は現行日本国憲法を改正して旧憲法体制にひき戻そうとする反動的な動きに通ずるものである。

三、「紀元節」の復活は、平和で自主的な国民の考え方を「国」の名において一方的に圧迫するものとなる。したがってそれは国民の思想および信教の自由を脅やかすものとなることは明白である。  
四、国の祝日は「国民の祝日に関する法律」の趣意にたつて、全国民が一致して賛成できるようなものでなければならぬ。したがってその制定は慎重にとり扱われべきである。

一九五八年二月十日

「紀元節」復活反対集会

(この集会は護憲連合と「紀元節」問題懇談会の共催で衆議院第二議員会館で開かれた。そして、この決議をもって国会へ陳情した。)

## 資料4

『記』『紀』が示す歴代天皇の壽齡表

代	天皇	言事記	日本書紀
1	武甕槌尊	137	127
2	神代孫安	45	84
3	安孫	49	/
4	安孫	45	/
5	孝孫	93	/
6	孝孫	123	/
7	孝孫	106	/
8	孝孫	57	/
9	孝孫	63	115
10	孝孫	168	120
11	孝孫	153	140
12	孝孫	137	106
13	孝孫	95	107
14	孝孫	52	52
15	孝孫	130	110

二人のハツクニシラスメラミコト  
 に違つてとらえられてきたことを考えさせる。『古事記』や『日本書紀』ができたころには、これを完全に神秘的に見させようとしていたのである。したがって、王・大王として記憶されてきたものについて、皇統に連ねる必要のあったものをすべて、天皇とよびかえさせることとし、さらにその支配統治が始まる以前に、その祖先としての神々が、国家の骨格をととのえたと語ることになった。そこで人の代の以前に、いわば冠として神代を設けたのである。

倭の王権がクニグニをあわせ統轄するに至った時期といつても、そのクニがどれほどの数、どれほどの規模で統べられたときをもって始まりとするか。考え方はいろいろにありうる。『記』『紀』を編纂した人びとは、ともかくも現実に奈良に都を占めていたときだけに、大和の国にその王権が樹立したときをもって、統治の始まりと考えたのであった。

それでもこれについて二様の伝承があった。絶対の権威をもつ天下の統治者として、天皇に相当するものをスメ(スベ・統べ)ラミコトと称したが、そのうちの初代、すなわちハツクニシラスメラミコトに関して、『記』『紀』編纂時代に二通りの伝承があった。一人はイワレヒコであり、他の一人はミマイリヒコであった。前者を「始馭天下之天皇」、後者を「御肇國天皇」と表示した。前者は神武天皇であり、後者が崇神天皇である。

### 和歌森太郎「倭の五王」(文英堂)

#### 自由民主党

- 教育問題連絡協議会長 奥野誠亮
- 文教部会長 青木正久
- 文教制度調査会長 海部俊樹
- 文教科長 田名部匡省

昭五九組発二七号文一号  
 昭和五十九年二月二十一日

- 自由民主党
- 都道府県支部連合会
- 会長 殿
- 幹事長 殿

### 卒業式・入学式における国旗掲揚及び国歌「君が代」斉唱について

標記の件について、わが党はかねてより、関係当局に対し、各学校において、実施されるよう指導方を申し入れてまいりました。

文部省は昭和三十三年来学習指導要領において「国民の祝日などにおいて儀式などを行う場合には、国旗を掲揚し、君が代を斉唱させることが望ましい。」旨を告示しており、また五十五年以降順次実施されている新指導要領においては、君が代を国歌と明示しております。

しかしながら、日教組は従来より国旗掲揚及び国歌斉唱に反対する運動を続けており、五十八年度定期大会においても「学校教育に対する『日の丸』・『君が代』の強制については、その背景とねらいについて徹底的に討議を深め、『日教組統一見解』にもとづいて、天皇制国家主義復活、その法制化反対などのたたかいと教育課程の自主編成の原則的立場にたつて対処する」ことを決定し、この方針にしたがって各学校において阻止運動を展開しております。その結果甚しい場合には、九年間の義務教育期間に学校で一度も「日の丸」を見たこともなければ「君が代」を歌ったこともない児童生徒すら現実に存在し、かかる事態をそのまま放置するならば、教育上ゆゆしき事態となります。よき日本人でなければ、よき国際人になれませんし、世界いずれの国においても自からの国の国旗や国歌を軽視している国はありません。

貴都道府県におかれては、このことにつきましては従来より御努力いただいているところですが、引き続き都道府県・市区町村教育委員会を御指導いたくとも、友好団体・PTA・同窓会等に対し、関係当局への要望活動を御依頼くださるなど、特段の御指導方を御願ひ申し上げます。

# 自民党憲法調査会(1982.8.11)

## 『中間報告』より第一章の抜粋

なお、「中間報告」の全文は「6回憲法と平和を考ふる」といふ資料集に収録されています。

### 第二章 天皇

#### 天皇の地位・権能について

本第一分科会では、象徴天皇は現在では国民の間に広く親しまれており、現行規定の基本精神を改める必要はない、これに対し、天皇が対外的に国家を代表するものであることを明確にすべきであるとか、天皇を日本国の象徴としての表現は意味も不明であり、適切な表現ではないから、天皇が元首としての地位にあることを明らかにすべきであるという考え方もあった。

#### 改正案

〔第一条〕「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」

●(1)現行どおりとする。

〔第二条〕「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」

●(1)現行どおりとする。

〔第三条〕「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣がその責任を負ふ。」

●(1)第三条を

天皇のこの憲法に定めるすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣がその責任を負う。

とし、

「国事に関する」を削除する。

〔第四条〕「天皇は、この憲法に定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。」

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。」

●(1)第四条を

天皇は、この憲法の定める行為のみを行う。

天皇は、法律の定めるところにより、その行為を委任することができる。

とし、

第一項中の「国事に関する」と「国政に関する権能を有しない」及び

第二項中の「国事に関する」はいずれも削除する。

●(2)第四条は積極的に改正する必要はないという考え方もあった。

〔第五条〕「皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。」

●(1)第五条を

皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でこの憲法の定める天皇の行為を行う。

とし、

「その国事に関する」と「この場合には、前条第一項の規定を準用する。」を削除する。

〔第六条〕「天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。」

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。」

●(1)現行どおりとする。

〔第七条〕「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために左の国事に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免、並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

七 栄典を授与すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九 外国の大使及び公使を接受すること。

十 儀式を行ふこと。」

●(1)第七条冒頭の条項を

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の行為を行う。

とし、

「国事に関する」を削除する。

●(2)同条第五号を 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏を任免すること。

とし、

「並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること」の部分削除する。

●(3)同条第六号を

大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を行なう。

とし、

「認証すること」の部分削除する。

●(4)同条第八号を

条約を批准すること。

とし、

同号の全文を削除する。

●(5)同条第九号を

全権委任状及び大使及び公使の信任状を発し、並び

に外国の大使及び公使を接受すること。とする。

〔第八条〕「皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。」

●(1)現行どおりとする。

# 「日本を守る国民会議」の改憲試案を評す

（憲法運動）より抜粋

## 一、改憲試案作成までの経過

日本を守る国民会議が、今年四月の総会で「現行憲法の問題点と改正の方向（試案）」という表題で、憲法「改正」案の中間報告をまとめ、「時の課題」六月号に公表しました。それは、現在の支配層からする改憲攻勢のなかで、重要な一環をなすものであり、注目しなければならぬと思います。

これまでに、一九八〇年の衆参同時選挙で自民党が圧倒して以来、急速にすすめられてきた憲法改定への動きは、改憲草案自身についてもすでに三つないしは二つ発表されていて、それとの関連が問題になります。つまり、最初には一九八一年の十月に自主憲法期成議員同盟が「第一次改憲法改正草案・試案」というのをまとめて発表しました。これは、そこに書かれているように、世論のことも考えてかなり慎重に問題をだしつつ、しかし基本的には九条の改定とか国会の権限の縮小等の方向が打ち出されています。次に出てきたのが一九八二年の八月に、自民党の憲法調査会でまとめられた「中間報告」で、八〇年以降その憲法調査会を取り組んできた改憲作業が一定のまとまりをみせたものですが、そこでも、ひとつの意見にまとめるということとせず、複数の試案を併記するという形をとっているものの、しかし基本的には現在の支配体制の、あるいは政権の改憲構想というものが、明確にでていたことが指摘できます。ここでも九条の改定、国民の人権の規制、国会の権限の制限、内閣の強化、天皇の地位の強化というような問題が含まれていました。それについて、一九八二年の十二月に、先の自主憲法期成議員同盟が、前に発表した「改正草案・試案」の「追加案」というかたちで、主に国民の人権についていくつかの改憲構想をうちだしたということがあります。それは、自民党の憲法調査会の案をも念頭におきつつ、先の「第一次改憲草案・試案」よりも、それをおしすすめるかたちで、問題をだしています。特徴的なのは、憲法二一条との関係で、「国民の知る権利」を導入するということを指摘しつつ、実際にはそこに「国の安全及び公共の秩序並びに個人の尊厳を侵さない限り」という条件をつける。「国の安全」の確保ということは、実質的には「国民の知る権利」の制限、あるいは九条の改定と結びつく「スパイ防止」法制定問題、「軍事機密」の保護というような問題などがそこに取り入れられる可能性をもっている。その他の点もいろいろありますが、一九八一年のよりすすめたかたちで、しかも自民党の中間報告ではふれられなかったところも新たに問題提起するような側面をもっていました。

そのようなことで、今までの三つの改憲案がそれぞれに相互連携しつつすすめてきたわけですが、そこに今度の日本を守る国民会議の「中間報告」がでてきたということで、注目されます。その際、日本を守る国民会議の性格、あるいはこれまでにやってきたことも実は今度の改憲草案と関連しているの、一言しておかなければならないだろうと思います。

日本を守る国民会議は、一九八一年十月二十七日に、全国的な組織として結成されます。それ以前にすでに一九七九年頃から、あるいはもう少し組織的には八〇年の八月頃から、各府県で組織体を作られ、それらの基盤のうえに全国的な組織が結成されたといういきさつがあります。しかも、この日本を守る国民会議は、その結成目的および行動計画のなかでひとつの大きな特色として、自衛隊法の改定を諸地方議会で決議することを、運動の重要な柱とし、それを通じて改憲の運動をすすめていくということがあります。（月刊

## 憲法会議代表幹事 隅野隆徳

憲法運動「一〇〇号（二八頁以下参照）組織が右翼的な層を含んでいるものの、運動自身においては、これまでの改憲攻勢が戦後何度か成功しなかった、その反省の上になつて運動方針を打ちだしてきていることが特徴です。つまり、今日自民党だけで憲法九十六条にしたがった改憲をすることは難しいという認識のうえになつて、むしろ中間政党をもまきこんですすめていく必要があるとします。その場合に七〇年代後半、特に八〇年代に入つて顕著になつてくる中間政党の日本安保条約容認、自衛隊肯定の動きを重要なきっかけにして、それを今日の「ソ連脅威論」と結びつけて、自衛隊法を「改正」強化し、自衛隊を憲法上公認するということを、運動としては地方議会における決議を全国的に起こし集中していく、というところに特色があるように思います。そして、一九八一年から「三年計画」で進め、一九八三年の衆議院総選挙あるいは参議院選挙、さらには統一地方選挙を、「防衛選挙」と規定して、そこで自衛隊法の「改正」決議を集約しつつ、とりわけ総選挙で、保守・中道勢力が圧倒し、そのうえになつて、それ以降、憲法改定の「第二段階」に突入するということとくみをしてきたわけです。

その重要な一環として、今回の改憲草案の提起ということになつてきたのですが、ただその当初予定した自衛隊法「改正」決議は、予定したほどにはすすまない。それはなんといっても、民主勢力の反対運動や対抗措置の展開の中で、そうなつたということであり、そしてまた一九八三年の総選挙では、ご承知のように中曾根内閣、自民党が半数の議席を割るという事態になつて、基本的には中曾根内閣の軍拡路線、そして改憲へつながる路線が国民のきびしい批判を受けたということが言えます。しかし、現実の政治は、それにもかかわらず、この総選挙直後に自民党と新自由クラブとの連合がつかられ、それ以降、民社党と公明党が自民党に接近していく。さらには社会党の自衛隊「違憲・合法」論がでてくるという状況にあります。その点では日本を守る国民会議の自衛隊法の改定を通じて中道勢力をまきこんでいくという計画は、地方議会での動きや、総選挙での国民の強い批判にもかかわらず、現実の政治の舞台、とくに国会の舞台では、すすんでいるといつてもよいでしょう。そこに、今回、日本を守る国民会議の改憲草案が出されてくるというのは、非常に重要な意味があるし、民主勢力としてはそれを軽視せず批判、監視をしていかなければならないと思います。



## 二、改憲試案の特徴点

次に、日本を守る国民会議の改憲草案の全体的な特徴を、とくに憲法前文について言及している部分に関連してみていこうと思います。

端的に言えば、日本を守る国民会議の「中間報告」も、これまで八〇年代にだされた二つないし三つの改憲草案とかなり共通した内容をもっていることができます。たとえば、自衛隊の憲法上の明記、国民の人権制限、国会の地位および権限の縮小、内閣の強化、天皇の地位の強化というようなところなど、全体としてみればかなり共通しているところが多いと言つてよいでしょう。しかし、それと同時に、日本を守る国民会議の場合には、かなり日本の「歴史」・「伝統」をふまえた日本の独自性、つまり日本のナショナリズムの強調ということを、特に天皇との関係で強く打ちだしているところが注目されます。

日本の「歴史と伝統」の強調ということは、実は自民党の憲法調査会で、八一年十月に憲法調査会の総括小委員会で、「前文メモ」というものが上村小委員長によって出されていて、改められるべき前文の中に「長い歴史と伝統に基づいて築き上げられてきた祖国を、よりよく発展させるために」というくだりがあつて、すでに出されていきました。それは部分的には「家庭の保護」とかの形をとつて他の案にもでていますが、それが国民会議の場合にはかなり大胆に、全面的に打ち出されていることが、ひとつの大きな特徴といふことができます。その他の領域でも総体としては共通しつつも、現在の抱える問題をかなり明確に打ち出していることが、特徴かと思えます。そのことは、日本を守る国民会議のかかげる運動方針——中道政党的改憲運動へのとりこみ、そして現在の政治状況の認識とどのように結びつくのかという重要問題になります。同時に改憲案としては、順番として三番目ないし四番目であるという相互連関もあるし、またそこに国民会議の右よりの体質もそれなりに反映しているのではないかと思えます。その問題を、憲法前文について改憲草案がのべているところにふれながら検討してみることになります。

前文については、要するに、現在の憲法のもつ問題点、それに対するにどう改定すべきかというかたちで言及しています。現在の憲法前文の問題点としては、要するに、敗戦後の状況のなかで「敗戦国に許されたギリギリの範囲内で」、「国際社会に日本が復帰させてもらうための誓約条件」として、平和主義の理想を宣言し、民主主義を普遍的なものとして宣言することになり、そのために総じて「安易」で、「観念的」なものになっていけるとする。すなわち、平和の問題については、「緊急対策への配慮などどこにもない、いわゆる「平時憲法」という把え方ができるというふうになります。あるいは民主主義実現のための「前提条件」を日本国民に考えることを「忘れさせ」、今日の「社会的混乱」をもたらしたというふうに言っています。しかし、そこには、戦後の日本が十五年戦争へ、そしてさらには明治憲法下のあり方への深刻な反省の上にたつて、平和と民主主義の重要性を確認し、そしてそれをこそ今後の日本の国是とするという立場をとつたのに、この改憲試案には、その点についての評価が全くないということに、大きな問題を持つということができます。

あるいは、日本国憲法の歴史的な位置づけとして、この改憲試案は、「第二次大戦後につくられたけれども、第一次大戦後の憲法群に属する」として、ドイツの例でいえばワイマール憲法なみであつて、西ドイツの憲法には達していないといつていますが、これにはいろいろの問題点があります。日本国憲法が制定されるべき国際的状況としては、ファシズムを打倒した連合諸国が、まだ分裂せず、結束

している、それだけに日本国憲法に規定された民主主義、平和主義というものはいっそう徹底したものであつたし、同時にまた、日本の明治憲法下の反省の上に立ち日本の歴史的條件に即してつくられている。ところが、西ドイツの基本法の場合には、一九四九年という段階につくられていて、そこにはアメリカとソ連との間の東西の対立が明確になっている時期であり、それだけに西ドイツの基本法には民主主義、平和主義が、日本ほど徹底していない弱さがあるのですが、その歴史的评价がないというところに、この改憲試案には批判されるべき点があると思ひます。

それでは前文の中に何を盛り込むべきかということ、この改憲試案は四つほどのことを指摘しています。第一には、民主主義を基調とする憲法の前提として、「わが国をわが国たらしめて来た歴史・伝統への配慮とか、宗教・道徳への配慮とか、その様な精神的基盤への配慮」があるべきであつて、憲法前文の冒頭には、そうした、「国民精神の帰一すべき道を示すこと」が、第一に必要なことといひます。それから第二に、「日本の政治的・社会的風土は調和と統合を基本の前提にする。この日本人の国民的特質を憲法制度の面で考えなおすことが必要ではないか」と言つていますが、これは別のところで、次のような表現を使つています。「わが国の政治的伝統は、儒教、武士道、天皇への忠誠などの思想に永年はぐくみ育てられて来た倫理観高き為政者の公正と、国民への奉仕によるところが大きい」と言つていて、簡単に評すれば、時代錯誤もはなはだしいものです。そこでは、政治の問題を、為政者の姿勢のよさに帰着させて、国民による批判や監視を考察の対象外においています。しかし、たとえば徳川の幕藩体制の下で、農民を生かさず、殺さず収奪し統治するというようなこと、あるいは明治憲法下で、治安維持法により、共産主義者をもとより、社会主義者、民主主義者、自由主義者、あるいは宗教者など多数の国民が、天皇制や侵略戦争を批判しただけで大きな犠牲を強いられたということを、今の時代では国民周知のことであるにもかかわらず、それをまったく念頭に入れない歴史認識というものは、たいへん問題があるといわねばならないと思ひます。

それから第三に、「権利の担い手にふさわしい人間の回復がのぞまれる」として、憲法上に「人間形成、なかんずく、日本国民としての人間形成」の必要性に関する言及が必要にならう」としていひます。教育について人権の中で明確に言及してはいませんが、いわば、「日本国民としての人間形成」として、日本国民の特殊性を精神的・倫理的に強調し、憲法の基本的価値としての人権の尊重あるいは人類普遍の原理としての民主主義という観点から隔絶し、それと区別していく方向がでています。そこには明治憲法と一体的であつた「教育勅語」にすら通じる考え方がみられる、といつても言い過ぎではないと思ひます。それから第四に、前文に盛り込まれるべきものとして、「帝国憲法から今日までの憲法の歴史が確認されている」といふことがのべられています。近代における日本の憲法史の再確認ということでしょうが、ここではやはり、「大日本帝国憲法」つまり「明治憲法」を復権させる、それを日本国憲法と同列あるいはそれ以上におくという考えすら、あらわれているのではないかと思ひます。

総じて、普遍的な平和、人権尊重、民主主義ということよりも、内容上も問題のある日本の特殊性、日本の歴史と伝統ということを強調するところに、この改憲試案の危険な役割があると思ひます。

# 首相、正式に出席回答

(朝日 85.2.9)

## 「政治・宗教色薄い」

### 事前撤回し 社共は強く反対

【東京9日電】首相は、内閣の助言に基き、憲法に定める行為を行い、内閣が、その責任を負う」と改めるとします。したがって、天皇は「國政に関する権能を有しない」

【東京9日電】首相は、内閣の助言に基き、憲法に定める行為を行い、内閣が、その責任を負う」と改めるとします。したがって、天皇は「國政に関する権能を有しない」

【東京9日電】首相は、内閣の助言に基き、憲法に定める行為を行い、内閣が、その責任を負う」と改めるとします。したがって、天皇は「國政に関する権能を有しない」

## 六、天皇の君主化・元首化の推進

最後に、天皇のところがこの改憲案のひとつの大きな特色になっています。

最初にも指摘しましたように、天皇について、この改憲案は「本能的に」改める方向をだしています。現行憲法規定についての認識として、天皇の象徴性というのが不明確であるとします。つまり、この日本を守る国民会議の立場からすると、憲法一条の象徴天皇は、「君臨すれども統治せず」ということで、「君主」の地位と政治的権能が前提になっているととらえます。しかし、憲法第一条からは、天皇は単なる象徴にすぎず、形式的儀礼的な機能のみを果すという憲法学界で一般に認められている解釈もでてくる。そうした余地をなくするために「天皇を『君主』あるいは『元首』として、明確に規定し、それに相応しい機能を規定するよう」改定されなければならぬとします。この会からすれば、「象徴」という言葉も望ましくはないでしょうが、そこまでは言わずに、「『象徴』という言葉は存置した上で、天皇が、国内的には最高・尊貴の地位を有し、外に向っては、日本国を代表する地位を有する」ことを規定すると言っています。これは、いわば「象徴天皇」から「君主天皇」に歴史の歯車を逆行させるもので、国民生活や國政に大きな問題をもたらします。それは具体的に、次のような改定案にあらわれます。

まず、憲法第一条の「この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」という規定を削除するとし、国民主権とかかわりを排除するということを明確にすることになります。この点は、先にみた三つの改憲案にはない、この案独自の提言だということで注目されます。

次に憲法三条と西条一項を一体化して、「天皇は、内閣の助言に基き、憲法に定める行為を行い、内閣が、その責任を負う」と改めるとします。したがって、天皇は「國政に関する権能を有しない」

という規定は削除され、また、「この憲法の定める国事に関する行為のみ」は「憲法に定める行為」とされることとなります。憲法四条一項の「國政に関する権能を有しない」の規定は、明治憲法の、「統治権の総攬者」たる天皇制と決定的に対立する重要な規定ですが、そこを削除し、また、象徴天皇の國政上の役割を、形式的、儀礼的な「国事行為」に限定する規定を改めて、國政に関する実質的な行為に天皇が関与しうるようになることは、天皇の地位および権限を強化することにつながります。しかも、三条と七条にある「内閣の助言と承認」の中の「承認」という文言を削除することになります。それは、「天皇に対する言葉として不適切」であり、不要であると言っています。そういうことで、「君主」としての性格を明確にするというわけです。

そのほか、現憲法の「国事行為」で、七条五号・六号・八号の、「認証」の語句は、「天皇の権威を下げる性質のもの」であるので、削除するか、あるいは、対外的な「元首」との関係で、七条八号を、「条約を批准すること」と改めるとか、その他、七条に現在規定されていないが、「一般的に言って、君主の行為にふさわしいと思われる行為を新たに付け加える」など、総体として、天皇の「権威」というよりもむしろ権限を拡大し、強化していく方向がでています。このことは、天皇のそうした「権威」ないし権限を利用して、支配層や内閣に対する国民や国会の批判を操作し、抑制することが十分に予想されることを示しています。

さらに注目されるのは、天皇自から行う「祭祀」を憲法上の行為として第七条に付け加える」といっていることが、きわめて重要な意味をもっていると思います。つまり、天皇家の宗教である神道の祭祀を国家行為として位置づけ、明治憲法下の国家神道を復権していくことにもつながるものです。それは当然、先にふれた憲法二〇条の改定問題にかかわり、国民の信教の自由等を侵害することになります。それと同時に、この問題は、この改憲案が強調する日本の「歴史・伝統」の復権ということと結びついているものです。

また八条の、皇室の財産授受につき国会の議決を要するという規定や、「すべて皇室財産は、國に属する」という八八条前段の規定

## 坂田衆院議長は欠席

【東京9日電】衆議院議長坂田金太郎は、9日午後1時、衆議院で開かれた臨時会に欠席した。議長は、9日午後1時、衆議院で開かれた臨時会に欠席した。議長は、9日午後1時、衆議院で開かれた臨時会に欠席した。

【東京9日電】衆議院議長坂田金太郎は、9日午後1時、衆議院で開かれた臨時会に欠席した。議長は、9日午後1時、衆議院で開かれた臨時会に欠席した。

【東京9日電】衆議院議長坂田金太郎は、9日午後1時、衆議院で開かれた臨時会に欠席した。議長は、9日午後1時、衆議院で開かれた臨時会に欠席した。

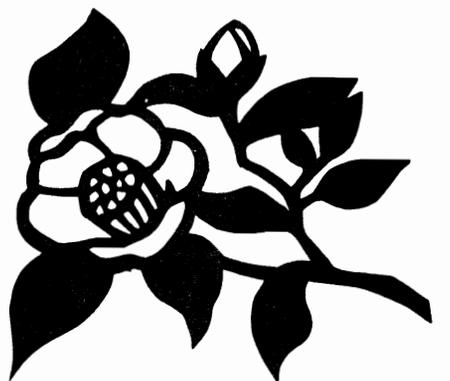
# 建国記念の日の祝賀行事

## 首相、出席決める

(朝日1985.2.6)

中曾根首相は五日、「建国記念の日を祝う国民式典の日を祝う会」(会長・五島典)に出席することを正式に回答する。歴代首相のなかで、建国記念の日の祝賀行事に首相は就任直後から建国記念

の日の記念式典への出席に積極的な意向を示してきた。このため、自民党国民運動本部が中心となって、民間組織の「祝う会」が作られ、首相出席のための条件整備を進めてきた。首相が今年の式典への出席を最終的に固めたのは、同式典が昨年まで「建国記念日奉祝運営委員会」(黨政委員委員長)が主催してきた式典と違って、①「選擇



赤旗 (1985.1.29)

# 主張



戦前の「紀元節」の現代版である二月十一日の「建国記念の日」の式典に、中曾根首相が、首相として初めて出席しようとしている。政府、自民党は、式典の主権団体が従来の神社本庁、国際勝共連合、生長の家など、「紀元節」復活運動を続けてきた右翼団体による「建国記念の日奉祝式典運営委員会」(黨政委員委員長)から、日商の五島昇会頭を会長とする「建国記念の日を祝う会」に変わり、式典で天皇万歳を唱えることをやめるなど、宗敎色、政治色がうすめられたという理由で、首相の出席を正当化しようとしている。

しかし、これほどでもないことである。首相の「建国記念の日」式典出席は、これまで式典を主催してきた右翼団体と反動勢力が十数年来、式典の国家行事化と

あわせて歴代自民党政府に要求しつづけてきたことです。たとえ主催団体や形式などで装いをかえても、式典への首相の出席は、まさに右翼、反動勢力の年来の要求と期待にこたえるものにはかなりません。

しかも、ここから式典を主催するという「祝う会」は、組織的にも、これまでの「奉祝式典運営委員会」とはけっして無関係のものではありません。「祝う会」の委員に「奉祝式典運営委員会」の黨政委員委員長が名をつらねている事実が、そのことを如実にしめています。

「祝う会」の会長である五島昇氏が、改憲運動団体である「日本を守る国民会議」の発起人の一人であることも、この会の反動的性格をしめしています。むしろ、このような「祝う会」主権の式典にたいして、従来の総理府、文部省、自治省に加えて、日経連など財界団体から、地方六団体までが後援するとされていることがその大問題です。それは、現代版「紀元節」の反動的行事を、学校や大企業、地方自治体にまで広げる意図をしめすものです。

## 首相の「紀元節」式典出席に反対する

この「祝う会」主権の式典への首相出席と、実質的な国家行事化のねらいが、中曾根内閣、自民党による日米軍事同盟体制国家づくりに日本型ファシズム確立のために、国民精神を反動的に統合することにあることは明らかです。

政府は協力・関与をやめよ

# シンポジウム「中層根反動戦略の現局面と革新の立場」(84.12.8)における報告Ⅲ

## 「日の丸・君が代」そして教育勅語」抜粋

次林 正夫 教授(一橋大)

### 「国家意識」、「国民意識」の強調

#### 教育基本法

そこで、あと残っておりますのは、第二条、これは先ほども申しましたように、主として理念的な問題であり、平和国家の形成者とか、そういう真実とか正義とか、かなり理念的な問題であります。そのところも相当におかされてはいますけれども、いよいよこの理念的なところに手をつけるという状況になってきているのが、今日の状態ではないかと思えます。

つまり、憲法と同じだと思っておりますが、「解釈改憲」では行き詰まってきた、もうこれ以上先へ行けなくなっている、いよいよ「明文改憲」に踏みきらざるをえないか、というような状況に、教育基本法というものもおかれているのではないかと。従って、教育臨調が何をやるのか、ということはおそらくわからないので、教育基本法の手直しがありうるかどうかというところから議論が始まっていると思えます。教育基本法のなかの手直しのひとつは、例の義務教育九年制の問題であります。義務教育九年制をやめるには、これは教育基本法を改正しなければいけません。しかし、私は、松下幸之助のような人は義務教育は六年でいいと、小学校を出たら働けと言っておりますが、今の時世で義務教育を六年に切り下げるといふことは、いくら何でもやれないのではないかと思えます。もっとも、日本の支配者は予想外のこともやりますので、全くやらないという保障はありません。労働時間も八時間を九時間に引きのばすという、時代を百年遡るようなことを突然言い出したります。義務教育九年を六年にするというようなこともあるかもしれませんが、恐らくそれはないと思えます。

そうしますと、教育基本法の手直し部分というのは、私は、主として理念的な部分になるのではないかと思えます。その理念的な部分の中心は何かと言うと、いろんなことを言っておりますが、一番の中心はやっぱり国家意識、国民意識というもの、教育基本法の中に明記をしていくことだと思います。今の教育基本法は、自民党の人たちに言わせると、無国籍、である、コスモポリタン、である、どこかの国の法律かわらんようなことを言っておる、やはり、「国家」「国民」というものを明らかにすべきだということ、中心になっていまして、それが、「愛国心」だとか、「国を守る気概」だとか、いろいろな言い方で表現されてきているところであり、具体的になんか文章になるかということとはわかりませんが、ともかく、何らかの、日本の国民としての自覚、を促すというそういうことが理念問題としては中心になっていくだろうと思えます。

それが中心だと思えますが、合わせてチラチラと出ておりますのが、宗教心といいますが、人間の力を超えるようなものに対する畏敬の念というふうなことが、時々言われまして、これは宗教心を言うのか、天皇崇拜を言うのか、そこはちょっと曖昧でありますけれども、とにかく、個人の権利ではなくて個人を超えるものに対する尊敬、畏れというようなことも盛り込むべきだと、もう一方で言われるところがあります。

そこで、「国家意識」と言いますが、「国民的自覚」ということを、どういうかたちで盛り込むかはわかりませんが、その

言わば先がけといえますか、世論づくりとかたちで出てまいりますのが、「日の丸」「君が代」問題ということでありまして、それがご承知のように、いくつものところで、学校で行事の際には「日の丸」を掲げ、「君が代」を歌いなさいという、地方議会の促進決議が出てまいります。一番新しいのかどうかよくわかりませんが、今年十月三十日の毎日新聞によりますと、「日の丸」「君が代」決議を採択している議会は、県議会十八、市議会十一というふうになっております。ただ、十八県議会、十一市議会というのは、現在までのトータルでありまして、採択された年を見ますと、昭和三十八年、三十九年かなりあって、そのあとずっとなかったんですけれども、今年になって七つの県議会が出ています。つまり二十年くらいあいたがあるわけです。なぜ、今年こんなに突然出てきたのかということですが、オリンピックの年だということ説がある。オリンピックで、これは長野でもあったと思えます。あとで報告があると思えますが、オリンピックで日本が勝つ「日の丸」があがって、「君が代」を吹奏するわけですね。それで、長野のやりとりをテレビで見ましたけれども、県議会へその促進決議が出て、確か高教組の先生方が抗議に行っているところでありましたが、「オリンピックで『日の丸』があがり、『君が代』が演奏されたとき、君たちは感激しなかったのか」と、県会議長さんか何か、抗議に来た人たちに怒鳴りつけているところでした。「オリンピック便乗型」のような気がいたします。私などは、選手の勝つのは嬉しいんですけども、もう少しいい歌はないものかと思つて、「君が代」が流れるととたんにゾッと寒気がしてくるんで、よその国の国歌は羨ましいと思うんですけども、とにかく、感激したはずだということ、これを突如採択するということが行われました。

しかもですね、この毎日新聞によれば、特徴的なことは、昭和三十八、九年のものは「日の丸」だけですが、今年のは「君が代」がくっついていることです。「日の丸」は日本の国のシンボルで、外国へ行ってアレを見ると感激するという人はかなり多いわけでありまして、「君が代」となりますと、さらにその歌の言葉からいっても天皇崇拜に結びついたものでありますから、二十年前のときにはそこまできなかつたんですけれども、今年になってそこへ行くことになった、ということが特徴的だと思います。これは、学校に対してそれを強制するというよりも、一強制というか、「要請」ですけれども、そういう運動を起こすことによって、いわゆる「草の根保守主義」を掘りおこすという、もう一面もっております。「君が代」をうたいましょ、という、「日の丸」を掲げましょ、ということ、ひとつの運動になっていく、地域の運動になっていくという、これはかつて元号法制化のときにやった手口でありますけれども、それが繰り返されております。地域でそういう雰囲気を作ってしまう。広島県のどこかの村では、朝学校が始まる時に、「日の丸」を掲げて、「君が代」を流すんですが、それが村中に響きわたると、村の人たちが全部、仕事をやめて学校の方を向くという、かつての宮城遙拝の雰囲気、すでにつくられているというところがあるわけでありまして、こういう「草の根保守主義」を固めていくという運動論的側面ももっていると思えます。

### 靖国問題、「建国記念の日」の位置

そういうことで、「国家意識」「国民的自覚」というものをつくりあげていくというムードをつくっていくという役割を果しているのがあります。先程申しました、個人を超えるもの、人間を超えるものに対する崇拜というのは、これは国家神道の復活というかたちですすめられておまして、当面、その焦点は靖国神社の公式参拝問題であります。これは、ご承知のように靖国問題懇談会がつく

そこで現在、いろいろな団体に対する意見聴取が行われるというかたちになっておりますが、これは一種のカモフラージュでありまして、反対意見を述べてもそれは反映されない仕組みになっております。関係団体というものの中には、遺族会なども含まれていると言われれておりまして、つまり公式参拝を推進している組織から意見を主に聞く。もう一方では、キリスト教関係の、つまり反対している団体の意見を聞くという、ジュエスターをとり進められているようでもあります。なかなか、まだ結論は出ないようでもありますけれども、こういうことが進んでまいりますと、これは教育にも当然はね返ってくるわけでありまして、総理大臣として公式参拝して「合憲」であるならば、これは学校行事へも及んでくると思います。

それから、靖国問題ではありませんけれども、来年の「建国記念の日奉祝式典」には、総理大臣が出席するかもしれない、と言われております。ご承知のように、これは純粋な民間行事として始まったものですけれども、総理府、自治省、文部省などが後援をするということになりまして、やっている方では是非、中曽根総理大臣自ら来て祝辞を述べてもらいたい、ということをやっている。今までは、あんまり復古調で露骨だから、ちょっと、と言っていたんですが、そこを手かげんすれば、総理大臣が出席することも考えられる、という返事も最近おこなっていますので、ひょっとすると、来年は奉祝式典の方へ中曽根さんは出席をするということになるかもしれないですね。そういうかたちでのムードづくりが進行しているという状況を、あわせて指摘しておく必要があると思います。

### 国民統合のイデオロギーとは？

最後に、しかし、私は、長谷川さんが最後に言われた問題は、同

じように教育の問題のところにもあるわけでありまして、戦後教育の総決算は完全な復古主義かという問題は残る。「教育勅語」の復活ということを言う人もおりまして、奈良の橿原神宮へ行くこと、「教育勅語」の「現代語版」というのが売っております。あれは、「現代語訳」としては誤訳があると思えますけれども、「爾臣民」と言うところは、「国民の皆さん」となっていて、ともかくあまり刺激しないように「訳し」てあるわけです。が、とにかく一生懸命「訳し」てありますが、しかしいかに何でも、「万世一系」の天皇を崇拜するというようなイデオロギーで、教育が統合できるのかというところは、私は疑問を持つ。

しかし、天皇イデオロギーでないとしたら、いったいどういうイデオロギーが教育を統合していくのか、というところが、実はまだよくわかりません。ただ、この前ちょっと議論をしました時に、どうも最近のイデオロギー的な攻撃のなかで、新しい日本の国民統合のイデオロギーとして出てきているのは、「大国主義」イデオロギーではないか、という議論があります。つまり、今、日本は「追いつき」型を卒業して、世界の大国になったという、それが教育の中の競争原理にもつながるわけでありまして。つまり、強い者は勝つという競争原理にもつながって、も一方ではアジア、アフリカの諸国に対する蔑視、差別観ともつながりながら、ちょうどアメリカが「偉大なアメリカ」というのを掲げてレーガンが選挙をやったわけでありまして、偉大な日本、という「大国主義」をおおりに立てるというように新しい統合原理が出てきているのじゃないかという議論をしたことがございます。この辺のところどうお考えになるか、長谷川さんの尻馬に乗った格好ですが、あとで皆さんの意見を承ることができればと思います。教育の問題、いろいろ複雑ですので、いたらない、落した点がたくさんあると思いますので、発言の中で補って頂ければと思います。

### 「スパイ防止法促進決議」採択状況

(84・7現在)

	県	市	町	村	計	
取島	☆	1	5	1	8	
岡山	☆	2	28	5	36	
山根			15	4	19	
山口			9	5	14	
高知		7	21	18	46	
媛媛		1	8	2	11	
香川	☆	1	14		16	
徳島	☆		20	8	29	
福岡	☆	9	44	7	61	
佐賀		1	31	4	36	
長崎	☆	5	31		37	
熊本	☆	5	52	20	78	
宮崎	☆	1	23	7	32	
大分	☆	1	30	11	43	
鹿児島	☆	9	67	9	86	
沖縄		1	2	7	10	
合計		27	121	977	366	1,491

	県	市	町	村	計
全 国					
北海道		3	37	9	49
青森	☆	1	13	18	33
秋田	☆		18	3	22
宮城	☆		19	1	21
岩手	☆	1	21	14	37
山形		1	10	1	12
福島	☆	1	35	14	51
群馬		1	17	24	42
栃木	☆	4	15	3	23
茨城	☆	4	19	18	42
新潟	☆	5	16	16	33
長野			4	15	19
山梨	☆	3	27	21	52
埼玉	☆	2	18	11	32
千葉		3	20	2	25
東京		7	5	1	13
神奈川			3	1	4
富山	☆	8	18	8	35
石川	☆	8	26	7	42
福井	☆	7	22	6	36
愛知		1	9	7	17
静岡			16	3	19
岐阜	☆		23	24	48
三重	☆	3	39	9	52
大阪		7	9	1	17
滋賀	☆	2	23	1	27
京都		2	16	1	19
和歌山			23	7	30
兵庫		1	12		13
奈良	☆	2	16	16	35
広島			28	1	29



# 国家秘密に係るスパイ行為等の 防止に関する法律案（試案）

自民党安全保障調査会の法令整備小委員会  
（箕輪登小委員長）は八月六日、以下の法案  
をまとめました。これは、八〇年四月の第一  
次案、八二年十一月の第二次案につぐ第三次  
案です。

1984年

## （目的）

第一条 この法律は、外国のために国家秘密を探知し、又は収集し、これを外国に通報する等のスパイ行為等を防止することにより、我が国の安全に資することを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において「国家秘密」とは、別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、これが漏れることにより我が国の安全が害されるおそれがあり、かつ、公になつていないものをいう。

## （国家秘密保護上の措置）

第三条 国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、国家秘密について、標記を付し、関係者に通知する等国家秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たり、国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、国家秘密を国の行政機関以外の者に取り扱わせる場合には、これを取り扱う者に対し国家秘密であることを周知させるための特別な配慮をしなければならない。

## （罰則）

第四条 次の各号の一に該当する者は、死刑又は無期懲役に処する。

一 外国（外国のために行動する者を含む。以下この条、次条及び第六条において同じ。）に通報する目的をもって、又は不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者で、その探知し、又は収集した国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせたもの。

二 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせたもの。

第五条 次の各号の一に該当する者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

一 外国に通報する目的をもって、又は不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者で、その探知し、又は収集した国家秘密を外国に通報したもの。

二 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせたもの。

三 前条第一号又は第二号に該当する者を除き、国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせた者。

第六条 次の各号の一に該当する者は、二年以上の有期懲役に処する。

一 外国に通報する目的をもって、国家秘密を探知し、又は収集した者。

二 前条第一号又は第二号に該当する者を除き、国家秘密を外国に通報した者。

第七条 次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者。

二 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者

で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を他人に漏らしたもの。

第八条 前条第二号に該当する者を除き、国家秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

第九条 第五条（同条第三号に係る部分を除く。）及び前三条の未遂罪は、罰する。

第十条 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項に該当する者を除き、業務により知得し、又は領有した国家秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第十一条 第五条（同条第三号に係る部分を除く。）の罪の予備又は陰謀をした者は、十年以下の懲役に処する。

2 第六条の罪の予備又は陰謀をした者は、七年以下の懲役に処する。

3 第七条の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

4 第八条の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。

5 第五条（同条第三号に係る部分を除く。）の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、第六条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第二項と同様とし、第七条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第三項と同様とし、第八条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

6 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を實行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

## （自首減免）

第十二条 第六条第一号、第七条第一号、第九条又は前条第一項から第四項までの罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

## （国外犯）

第十三条 第四条から第十条まで及び第十一条第一項から第五項までの罪は、刑法第二条の例に従う。

## （この法律の解釈適用）

第十四条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人權を不当に侵害するようないことがあってはならない。

## 附 則

### （施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の廃止（昭和二十九年法律第六十六号）は、廃止する。

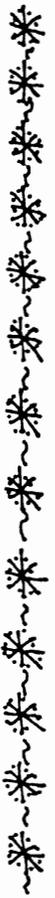
3 前項の規定による廃止前の日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 別 表（第二条関係）

一 防衛のための態勢等に関する事項。

イ 防衛のための態勢、能力若しくは行動に関する構想、方針若しくは計画又はその実施の状況。

- ロ 自衛隊の部隊の編成又は装備。
- ハ 自衛隊の部隊の任務、配備、行動又は教育訓練。
- ニ 自衛隊の施設の構造、性能又は強度。
- ホ 自衛隊の部隊の輸送、通信の内容又は暗号。
- ヘ 防衛上必要な外国に関する情報。
- 二 自衛隊の任務の遂行に必要な装備品及び資材に関する事項。
  - イ 艦船、航空機、武器、弾薬、通信器材、電波器材その他の装備品及び資材（以下「装備品等」という。）の構造、性能若しくは製作、保管若しくは修理に関する技術、使用の方法又は品目及び数量。
  - ロ 装備品等の研究開発若しくは実験の計画、その実施の状況



## 我が国における戦前の秘密保護立法

### ○国防保安法（一九四一年三月七日）

#### 第一章 罪

- 第一条 本法に於て国家機密とは国防上外国に対し秘匿することを要する外交、財政、経済其の他に関する重要な国務に係る事項にして左の各号の一に該当するもの及之を表示する図書物件を謂ふ
- 一 御前会議、枢密院会議、閣議又は之に準ずべき会議に付せられたる事項及其の会議の議事
  - 二 帝國議會の秘密會議に付せられたる事項及其の會議の議事
  - 三 前二号の會議に付する為準備したる事項其の他行政各部の重要な機密事項
- 第二条 本章の罰則は何人を問はず本法施行地外に於て罪を犯したる者に付亦之を適用す
- 第三条 業務に因り国家機密を知得し又は領有したる者之を外国（外国の為に行動する者及外国人を含む以下之に同じ）に漏泄し又は公にしたるときは死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処す
- 第四条 外国に漏泄し又は公にする目的を以て国家機密を探知し又は収集したる者は一年以上の有期懲役に処す
- 前項の目的を以て国家機密を探知し又は収集したる者之を外国に漏泄し又は公にしたるときは死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処す
- 第五条 前二条に規定する原由以外の原由に因り国家機密を知得し又は領有したる者之を外国に漏泄し又は公にしたるときは無期又は一年以上の懲役に処す
- 第六条 業務に因り国家機密を知得し又は領有したる者之を他人に漏泄したるときは五年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処す
- 第七条 業務に因り国家機密を知得し又は領有したる者過失に因り之を外国に漏泄し又は公にしたるときは三年以下の禁錮又は三十千円以下の罰金に処す
- 第八条 国防上の利益を害すべき用途に供する目的を以て又は其の用途に供せらるる虞あることを知りて外国に通報する目的を以て外交、財政、経済其の他に関する情報を探知し又は収集したる者は十年以下の懲役に処す
- 第九条 外国と通謀し又は外国に利益を与ふる目的を以て治安を害すべき事項を流布したる者は無期又は一年以上の懲役に処す
- 第十条 外国と通謀し又は外国に利益を与ふる目的を以て金融界の攪乱、重要物資の生産又は配給の阻害其の他の方法に依り国民経済の運行を著しく阻害する虞ある行為を為したる者は無期又は一

又はその成果。

- 三、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づきアメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等の構造、性能若しくは製作、保管若しくは修理に関する技術又は使用の方法に関するもの。
- 四、外交に関する事項。
  - イ 外交上の方針。
  - ロ 外交交渉の内容。
  - ハ 外交上必要な外国に関する情報。
  - ニ 外交上の通信に用いる暗号。

- 年以上の懲役に処す
- 前項の罪を犯したる者には情状に因り十万円以下の罰金を併科することを得
- 第十一条 第三条乃至第五条、第八条、第九条及前条第一項の未遂罪は之を罰す
- 第十二条 第三条乃至第五条、第九条又は第十条第一項の罪を犯すことを教唆したる者は被教唆者其の実行を為すに至らざるときは十年以下の懲役に処す
- 第三条乃至第五条、第九条又は第十条第一項の罪を犯さしむる為他人を誘惑し又は煽動したる者の罰亦前項に同じ
- 第八条の罪を犯すことを教唆したる者は被教唆者其の実行を為すに至らざるときは三年以下の懲役に処す
- 第八条の罪を犯さしむる為他人を誘惑し又は煽動したる者の罰亦前項に同じ
- 第十三条 第三条乃至第五条、第九条又は第十条第一項の罪を犯す目的を以て其の予備又は陰謀を為したる者は五年以下の懲役に処す
- 第八条の罪を犯す目的を以て其の予備又は陰謀を為したる者は二年以下の懲役に処す
- 第十四条 第四条第一項、第八条、第十一条乃至前条の罪を犯したる者未だ官に発覚せざる前自首したるときは其の刑を減輕し又は免除することを得
- 第十五条 本章に規定する犯罪行為を組成したる物、其の犯罪行為に供し若し供せんとしたる物又は其の犯罪行為より生じ若し若し之に因り得たる物は其の物犯人以外の者に属せざるときに限り之を没収す裁判に依り没収する場合を除くの外何人の所有たるを問はず検事之を没収することを得
- 前項の犯罪行為の報酬として得たる物及同項に掲ぐる物の対価として得たる物は其の物犯人以外の者に属せざるときに限り之を没収す其の全部又は一部を没収すること能はざるときは其の価額を追徴す

### ○軍機保護法（一九三七年八月十四日改悪）

- 第一条 本法に於て軍事上の秘密と称するは作戦、用兵、動員、出師其の他軍事上秘密を要する事項又は図書物件を謂ふ
- 前項の事項又は図書物件の種類範囲は陸軍大臣又は海軍大臣命令を以て之を定む
- 第二条 軍事上の秘密を探知し又は収集したる者は六月以上十年以下の懲役に処す

軍事上の秘密を公にする目的を以て又は之を外国若は外国の為に行動する者に漏泄する目的を以て前項に規定する行為を為したる者は二年以上の有期懲役に処す

第三条 業務に因り軍事上の秘密を知得し又は領有したる者之を他人に漏泄したるときは無期又は三年以上の懲役に処す

業務に因り軍事上の秘密を知得し又は領有したる者之を公にし又は外国若は外国の為に行動する者に漏泄したるときは死刑又は無期若は四年以上の懲役に処す

第四条 軍事上の秘密を採知し又は収集したる者之を他人に漏泄したるときは無期又は二年以上の懲役に処す

軍事上の秘密を採知し又は収集したる者之を公にし又は外国若は外国の為に行動する者に漏泄したるときは死刑又は無期若は三年以上の懲役に処す

第五条 偶然の理由に因り軍事上の秘密を知得し又は領有したる者之を他人に漏泄したるときは六月以上十年以下の懲役に処す

偶然の理由に因り軍事上の秘密を知得し又は領有したる者之を公にし又は外国若は外国の為に行動する者に漏泄したるときは無期又は二年以上の懲役に処す

第六条 軍事上の秘密を採知し、収集し又は漏泄することを目的として団体を組織したる者又は其の団体の指導者たる任務に従事したる者は無期又は三年以上の懲役に処す

情を知りて前項の団体に加入したる者は六月以上七年以下の懲役に処す

第七条 業務に因り軍事上の秘密を知得し又は領有したる者過失に因り之を他人に漏泄し又は公にしたるときは三年以下の禁錮又は三千元以下の罰金に処す

第八条 陸軍大臣又は海軍大臣は軍事上の秘密保護の必要あるときは命令を以て左に掲ぐるものに付測量、撮影、模写、模造若は録取又は其の複写若は複製を禁止し又は制限することを得

一 軍港、要港又は防禦港

二 堡壘、砲台、防備衛所其の他の国防の為建設したる防禦官造物

三 軍用艦船、軍用航空機若は兵器又は陸軍大臣若は海軍大臣

所管の飛行場、電気通信所、軍需品工場、軍需品貯蔵所其の他の軍事施設

前項の規定に依る禁止又は制限に違反したる者は七年以下の懲役又は三千元以下の罰金に処す

第九条 陸軍大臣又は海軍大臣は軍事上の秘密保護の必要あるときは命令を以て前条第一項の防禦官造物又は軍事施設の周囲の地域にして陸軍大臣又は海軍大臣所管のものに付区域を定め其の区域に付測量、撮影、模写、模造若は録取又は其の複写若は複製を禁止し又は制限することを得

前項の規定に依る禁止又は制限に違反したる者亦前条第二項に同じ

第十条 許可を得ず若は許可に附したる条件に違反し又は詐偽の方法を以て許可を得て第八条第一項第二号若は第三条に掲ぐるものにして同条の禁止若は制限に係るもの又は前条第一項の区域に侵入したる者は五年以下の懲役又は二千元以下の罰金に処す

第十一条 第八条第一項又は第九条第一項の規定に依る禁止又は制限に違反する行為より生じたる図書物件を他人に交付したる者は七年以下の懲役又は三千元以下の罰金に処す

前項の図書物件を公にし又は外国若は外国の為に行動する者に交付したる者は十年以下の懲役又は三千元以下の罰金に処す

第十二条 陸軍大臣又は海軍大臣は防空其の他国土防衛の為軍事上の秘密保護の必要あるときは命令を以て空域、土地又は水面に付区域を定め左に掲ぐる行為を禁止し又は制限することを得

一 其の区域に於ける航空

二 其の区域内の気象の観測又は其の区域内の水陸の形状若は施設物の状況の測量若は空中、高所よりの撮影若は模写又は其の複写若は複製

前項第一号の規定に依る禁止又は制限に違反したる者は五年以下の懲役に処し同項第二号の規定に依る禁止又は制限に違反したる者は三年以下の懲役又は八千円以下の罰金に処す第一項第二号の規定に依る禁止又は制限に違反する行為より生じたる図書を他人に交付したる者は五年以下の懲役又は二千元以下の罰金に処す前項の図書を公にし又は外国若は外国の為に行動する者に交付したる者は七年以下の懲役又は三千元以下の罰金に処す

第十三条 陸軍大臣又は海軍大臣は演習又は兵器実験等の際に軍事上の秘密保護の必要あるときは命令を以て演習又は実験等を行ふ空域、土地又は水面及其の周囲の地域に付区域及期間を定め之に出入することを一時禁止し又は制限することを得

前項の規定に依る禁止又は制限に違反したる者は二年以下の懲役又は千円以下の罰金に処す

第十四条 陸軍大臣又は海軍大臣は軍事上の秘密保護の必要あるときは命令を以て開港場以外の水面に付区域を定め外国船舶の之に出入することを禁止し又は制限することを得

前項の規定に依る禁止又は制限に違反したる船舶の長又は其の職務を執る者は五年以下の懲役又は三百円以上二千元以下の罰金に処す

前項の場合に於て情状重きときは其の船舶を没収す

第十五条 第二条乃至第六条、第八条第二項、第九条第二項、第十条、第十一条、第十二条第二項乃至第四項及第十三条第二項の未遂罪は之を罰す

第十六条 第二条乃至第五条の罪を犯す目的を以て其の予備又は陰謀を為したる者は三月以上七年以下の懲役に処す

第二条乃至第五条の罪を犯さしむる為他人を誘惑し又は煽動したる者亦前項に同じ

第十七条 第六条、第八条第二項、第九条第二項、第十条、第十一条、第十二条第二項乃至第四項又は第十三条第二項の罪を犯さしむる為他人を誘惑し又は煽動したる者は一年以下の懲役又は五百円以下の罰金に処す

第十八条 本法の罪を犯し以て得たる財物は犯人以外の者に属せざるときに限り之を没収す其の財物が犯人以外の者に属し又は消費其の他の事由に因り其の全部又は一部を没収すること能はざるときは其の価額を追徴す

第十九条 第二条乃至第五条、第七条、第八条第二項、第九条第二項、第十一条又は第十二条第二項乃至第四項に規定する犯罪行為（未遂罪の場合を含む）を組成したる物又は其の犯罪行為より生じたる物は裁判に依り没収する場合を除くの外何人の所有を問はず行政の処分を以て之を没収することを得

前項の没収に関する手続は命令を以て之を定む

第二十条 第二条、第六条、第八条第二項、第九条第二項、第十二条第二項、第十五条又は第十六条第一項の罪を犯したる者未だ官に発覚せざる前自首したるときは其の刑を減輕し又は免除す

第二十一条 第二条乃至第七条、第八条第二項、第九条第二項、第十一条、第十二条第二項乃至第四項及第十五条乃至前条の規定は何人を問はず本法施行地外に於て其の罪を犯したる者に亦之を適用す



## 最近の政党法策動の足どり

- 79・6・14 大平首相、「日常の政治活動資金を党営でまかなうなど広い意味での「政党法」を検討して欲しい」
- 80・7・17 鈴木首相、新内閣発足にあたっての記者会見で第八次選挙制度審議会設置を言明、成立直後の八〇年七月二十一日には、桜内幹事長と党基本問題運営調査会の根本会長、ついで党選挙制度調査会金丸三郎副会長ら自民党幹部にたいして、政党法導入をふくめた選挙制度改革、参院全国区制改革などの検討をいそぐように指示
- 82・11・27 中曽根内閣発足
- 83・3・3 自民党・党基本問題運営等調査会、党改革推進本部、学者等を招いて政党法にかんする事情聴取
- 5・5 自民党「政党法要綱」(「吉村試案」)発表
- 6・28 新自民の山口幹事長、臨時国会に「政党法」提案の意向を表明
- 7・22 中曽根首相、自民党選挙制度調査会にたいし、選挙制度改革のため「かねて検討していた政党法の問題も考えてみてはどうか」と研究を指示
- 8・17 財界の研究団体近代化協会が「政党法制定に関する提言」を発表
- 9・1 民社党、第二九回政策研究会「政党法の制定は、社会的意義がある。……政党法は、政治腐敗防止をはかる一環として、政治資金の規制を強化する反面、政治資金交付法としての性格をもたせるとの合意を得ている」
- 9・14 中曽根首相、参院本会議で「政党法」について、「自民党に勉強方を依頼している」「方向が固まってくれば、従う」と答弁
- 11・2 中曽根首相、全国政調会議で講演
- (略)
- それから先般、参議院の比例代表制ができて、そして政党法の問題が出てまいっております。それから政治資金の集め方等々にも関係いたしましたして、政党法の検討ということが出てまいります。この問題は政党法をつくらなくとつかつらないとかということ前提にしないで、政治倫理という面から政党法というものを一つ研究していただいたらどうであろうかということであります。(略)「自
- 民党八三年十一月発行パンフレット」当面の諸問題に關する中曽根総裁の所信」
- 新自民、「政党法大綱案」を発表
- 自民・新自民の「政策合意書」、「政党法の制定については可及的速かに検討に入る」と明記
- 12・27 中曽根首相、第二次中曽根内閣の発足にあたっての記者会見で、「政党法や、金のかからない選挙法など一つひとつ解決していく」と言明
- 84・1・26 自民党大会、「政党は憲法上の規定がなくても国政運営の要であり、政党の在り方等を含めて法制上の諸問題を研究する」と明記した運動方針を採択
- 2・7 中曽根首相、自民党政治倫理問題調査会にたいし「政党法は政治腐敗防止のために重要だ。西ドイツ方式を含めて検討してもらいたい」と指示。

2・18

衆院予算委員会で中曽根首相、公明党の質問に「制定を指示したのではなく、政党法の可否について検討を要請したものだ。将来まで見せず、時間をかけてよく検討したい」「比例代表選挙の実施などで政党についての意識の変化、社会的地位の変化があり、政治資金のあり方を含めて勉強に値する」「小選挙区制は考えていない。まったく関係ない」「政党法を制定したからといって結社の自由の侵害にはならない。要は法律のつくり方、規制の仕方、援助の仕方による」と答弁

2・22 自民党の田中幹事長ら四役、政治倫理確立のための同党の態度について協議し、政党法制定に優先的にとりくむ方針を決める。

2・23

衆院政倫協初会合で自民党が政党法の検討を提案

「次に「政党法の制定についての検討」を提案いたします。今般の政治倫理確立に関する動きは、ロッキード事件の反省の上に立つものでありますが、そのことは民主政治の健全な発展のためには、政治資金の明朗化が絶対的な要請であることを示しています。つまり対症療法的な対処でなく、対因療法的な改革が行わなければ政治倫理の確立は難しいと考えるわけであります。」

今日のように政党の公的任務が拡大強化されている状況では、政党自体が莫大な資金を要し、党員が納付する党費のみでは、党の運営活動を十分に行うことが出来ないというのが現実であります。しかも個人及び法人、あるいは労働組合等の政党への寄付には一定の限度を設けることが、政治の公正を期する上で不可避である以上、公金による政党の援助が真剣に検討されてしかるべきであると考えます。公金による政党への援助を行うことは、政党を法的に公認することが、その条件でなければなりません。政党法の制定を提唱する所以であります。」

民社党も「選挙の公営化を拡大するため政党法の制定も必要だ」とのべる。

3・7

衆院政倫協・小沢一郎座長(自民)「協議会の今後の進め方につきましては、まず「政治倫理綱領」について、次に「懲罰の対象の拡大等」について協議会の総会で勉強を始めることとし、「政党法」につきましては、その後、とりあげるようになっております。」と記者発表

4・3

自民党機関紙「自由新報」「結社の自由は絶対無制限的ではない。」(弘津恭輔論文)掲載

4・10

中曽根首相「憲法に違反しない政党法をつくれればつくれる。」(参院予算委)

4・11

参院政倫協で、林修三元法制局長官、「結社の自由、制限できる。」

4・23

自民党、政治倫理綱領に関する資料のなかで「公金による政党への援助を行うため政党を法的に公認すること。」を提唱

5・28

各界の著名人三七氏の政党法反対声明をたずさえての訪問に、自民党の万井武臣・党規委員会委員、「政党法については、党基本問題調査会であるんな角度から学習もし、学者、専門家も呼んで研究してきた。各党の綱領、規約も集めている。吉村試案はそうした検討、



憲法改正に関する研究の中間報告  
日本を守る国民会議政策委員会



押しつけ憲法  
ここが問題だ

現行憲法の問題点と改正の方向 (試案・全文)

「改定中間報告」を憲法会議より急送して  
に全文を掲載します。

日本を守る国民会議(加藤俊一議長)は、昭和五十八年度の目標として憲法改正草案の起草を計画していたが、このほど中間報告をまとめ公表した。英語の憲法(Constitution)の本来の意味は「氣質・体質」つまり國柄。「憲法は法律だが、それ以上に根本に思想的なもの」いまの憲法は寸法の合わない洋服だ(清水幾太郎政策委員長)との認識に立っての中間報告は、現行憲法に対する根源的な批判と、日本国憲法のあるべき姿を示している。

一、前文

(1) 戦後平和主義の欺瞞

憲法前文は、その生硬な翻訳調の文体のみならず、内容においても外国思想のひき移し、との感を否めない。昭和二十一年三月六日、政府の憲法改正案が発表されたとき、この憲法草案前文について、アメリカ人は、ひじょうな親しみを感じたといわれている。

そこには、一般的に知られているリカ・ゲティスバーク演説のほか、カ・ゲティスバーク演説のほか、元帥の憲法三原則の一つ、米英ソ三國首脳による「三宣言」の一部、大西洋憲章の一部、アメリカの独立宣言など、人間的な考え方を代表する人々が典拠とされていたからである。だが、この人にとって、一見馴染

保証、と酷評される所以である。だから、憲法前文にあるのは、このような国際社会に日本が復帰させてもらうための契約条件である、というだけ良いかもしれない。

だが、憲法前文の解説や解釈は、こうした本質的な点には触れないで、この前文における平和主義や国際協調主義の理想主義的側面をたたえるだけなのがふつうだった。言わば日本人は、平和主義の理想に向けて先達になっただけで、思い込まされ、その事に有頂天になっている風さえあった。ここに戦後平和主義の欺瞞の根があると一言しても過言ではない。

ところで、そうした有頂天は、平和主義への言及について見られただけでなく、民主主義の宣言に関連しても現われている。前文に、主権在民の宣言や、それにもとづく憲法制定のことを明記する憲法は多い。しかし、それにとどまっているのが、よその国の憲法の通例である。ところが日本国憲法前文は、人民の、人民による、人民のための政府、の考え方について「人類普遍の原理」とまで述べている。少々、

み深かったにしても、内容においては、この原典と憲法前文の間に微妙な違いがあった。日本国憲法の前文に引用される際、原典には肝腎なところで修正がほとんどされたからである。たとえば、どの原典にも見られた、国家としての積極的な姿勢、が、日本国憲法前文では削られた。

アメリカ合衆国憲法前文では、「正義を樹立し、国内の平安を保障し、共同の防衛に備え」る姿勢が、憲法制定に当たって確認されていた。日本国憲法の制定については、このような言及はなされておらず、「自由の恵沢を確保し」、「政府が戦争を起こさないようにすること」が配慮されているだけである。

また、テヘラン宣言は、「専制と隷従、圧迫と偏狭」の排除のために諸

調子に乗り過ぎたきらいがある。

そのため、各人各様の曖昧な民主主義理解が先行し、日本国民の民主主義にたいする接し方が観念的となり、安易になったことは否めない。「人類普遍の原理」だから、民主主義の実現について積極的な努力も、まして苦勞などするまでもないだろう、という認識がひろがったからである。つまり、民主主義にたいする安易な姿勢は、日本国民に、民主主義のための前提条件を考へることを忘れさせたのである。今日の社会的混乱を考へる時、この点は無視することのできない欠陥であると

言わなければならない。民主主義のための条件への配慮をおろそかにし失敗した憲法の例は、少なくない。兩大戦間期のヨーロッパに、その例が数多い。ワイマール憲法もその例である。日本国憲法は、内容的にわけて多い。それ故、近代憲法の歴史のなか後に位置づけられたとしても、第二次大戦後につくられたけれども、第一次大戦後の憲法群に属しめられるだろう。この点、戦後の西ドイツの憲法は、

「国家の協力和積極的参加」を求めていた。だが日本国憲法前文は、その様なものへの参加を求められることもなく、ただ「専制と隷従、圧迫と偏狭」の排除にたいする努力を示し、国際社会におけるそのような努力に共鳴しながら、しかしそうした「国際社会において名譽ある地位を」単に、「占めたいと思」わされているだけである。

なぜ、こんなふうになるのか。それは、そのとき日本が置かれていた状態、被占領国という特殊な国際的地位が影響していたからである。そのとき、国連憲章は、日本国を「旧敵国」と規定していた。戦後の国際社会は、第二次大戦中の連合国を中核にしてつくりだされ、「旧敵国」日本は、その国際社会のメンバーではなかった。現実的には、その当時の国際社会から、村八分にされてきたのである。前文は、この様な国際社会の状況を反映した。敗戦の詭証文、ポツダム宣言の受

このワイマール憲法の轍を踏まないようにいろいろ工夫をしたといわれる。民主主義にたいする安易な接し方や楽天的な態度を反省して、民主主義の独善・万能を避ける方策を講じたと言われる。

日本国憲法前文は、こうした配慮に考え及んでいない。そうした手ぬかりは、例えば旧来の「滅私奉公」意識による支えや道徳による制約が弱まると、憲法の弱みの露呈、憲法の失敗となって現われるであろう。戦前・戦中派世代的影響力が弱まり、いまの憲法の下で生まれ、憲法前文の世界で教育された、滅私奉公、型の世代が圧倒的になるにつれて、憲法がゴロを出しはじめている。それは速からず、深刻な事態となつて我々の前に現われるであろう。

ともあれ、一言で言えば、日本国憲法はのんきすぎる。国家を忘れ、厳しい国際社会の現実を忘れた太平楽とでも言おうか。民主憲法・平和憲法というけれど、平和への希求を口にし、民主主義を叫んでいるだけで、出来あがった既成の秩序を当てにしているだけ

(2)

だからである。全くの他人まかせである。そのうえ、将来の展望についても平穩無事だけを考慮に入れている憲法である。緊急対策への配慮などにもない。その意味では、平和憲法というより、むしろ、平時憲法、と言う方が当たっている。敗戦国に許されたギリギリの範囲内での、政治宣言として、当然のこととは言え、今日、根本的な再検討を迫られる内容ではある。

まっとうな國家論に  
立脚したものにする

それでは、憲法前文にはどのような新たな内容が盛り込まれるべきであろうか。

まず、新たな憲法は、安易な憲法観や空想的な民主主義観から脱け出した、まっとうな國家論に立脚するものでなければならぬ。

民主主義を基調とする憲法は、それを成り立たしめる国民精神的基盤を無視して論ぜられるものではない。わが国をわが国たらしめて来た歴史・伝統への配慮とか、宗教・道徳への配慮とか、その様な精神的基盤への配慮があつて始めて安定した民主主義が築きあげられるのである。憲法前文の冒頭に、憲法の前提となるこうした精神を記して、国民精神の備へべき道を示すことが先ず第一に必要とされよう。

また、西洋人の論理にとつて不思議と見られる日本人的思考の柔軟性も、より積極的な要素として考へられて良いだろう。日本の政治的、社会的風土は調和と統合を基本的前提とする。この日本人の国民的特質を憲法制度の面で考へなおすことが必要ではないか。

これまでの憲法改正論でいわれたきた伝統への配慮は、このような視点からなされてこそ有意義になるであろう。ところで、各々のこれまでの憲法は、権利や制度の担い手のことは、権利や制度にとつて当然のこととしてあえてとりあげてこなかった。だが、権利や制度が多勢の人びとの間にひろがるにつれて、予定されていたものとは違つて、事情が現われつつある。人権は人間の権利であり、人間の尊厳を基本としていたはずなのに、人間、のことはおろそかにされて、権利だけがひとり歩きするようになってきている。それ故、権利の担い手にふさわしい人間の回復がのぞまれる。

同じことが、制度の担い手についてもいえる。制度にも権利にも、その担い手である人のいかんによつて、よくもなれば、悪くもなる、という面がある。その意味で、人間形成、なかならず、日本国民としての人間形成の必要性に關する言及が必要になる。最後に、帝國憲法から今日までの憲法の歴史が確認されている。そうした体験が、日本国民の貴重な財産になつて、あらたな國づくりが日本国民の手で行なわれる。その旨も、前文の大きな眼目である。